

信州の森林づくり整備事業 業務委託契約書

1 委託事業の名称 令和8年度 信州の森林づくり整備事業
森 鏡台山地区間伐（伐倒木買取）業務委託

2 事業箇所 千曲市 大字 森

3 履行期間 契約締結日から
令和 年 月 日まで

4 搬出間伐・切捨間伐
事業委託料 金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託金額に110分の10を乗じて得た額である。

5 伐倒木買取金額 金 5,261,300 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 478,300 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託金額に110分の10を乗じて得た額である。

6 契約保証金 契約保証金は、金 円とし、財務規則第124条第3項第 号の規定により、その納付は免除する。ただし、受注者がこの契約を履行しなかったときは、違約金として 円を発注者に納付しなければならない。

上記の事業委託について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って、誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地
千曲市
氏名 千曲市長 小 川 修 一

受注者 住所
氏名

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする事業の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の事業委託（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、業務の目的物（以下「目的物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者はその事業委託料を支払うものとする。

3 仮設、施工方法その他業務の目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。以下同じ。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

4 受注者はこの契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）に定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(関連業務、関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する業務、工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の業務、工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合において受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う業務、工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(業務工程表の提出)

第3条 受注者は、この契約締結後5日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者はこの契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金の代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証。

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証。

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結。

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、事業委託料及び伐倒木売買金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 事業委託料及び伐倒木売買金額の変更があった場合には、補償の額が変更後の事業委託料及び伐倒木売買金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、業務目的物、業務材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち、第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び業務仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第6条 受注者は、業務の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する委託業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 この約款の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二 設計図書に基づく業務の履行のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、業務の履行状況の検査又は業務材料の試験若しくは検査（確認を含む）

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督員を置いたときはこの約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び専門技術者)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて業務箇所に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一 現場代理人

二 専任の専門技術者

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、業務箇所に常駐し、その運営、取締りを行うほか、事業委託料の変更、履行期間の変更、事業委託料の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5条の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定に係わらず、現場代理人の業務現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について業務現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しよう

とするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(業務関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務(主任技術者と兼任する現場代理人にあってはその職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が業務を施工するために使用している下請負人、労働者等で業務の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(業務材料の品質及び検査等)

第13条 業務材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された業務材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、業務箇所内に搬入した業務材料を監督員の承諾を受けずに業務箇所外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された業務材料については、当該決定を受けた日から7日以内に業務箇所外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び業務記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された業務材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された業務については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、第2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は業務写真等の記録を整理すべきものと指定した業務材料の調合又は業務の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、業務材料を調合して使用し、又は業務を施工することができる。この場合において、受注者は、当該業務材料の調合又は当該業務の施工を適切に行ったことを証する見本又は業務写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは業務写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第 15 条 (支給材料及び貸与品がない場合は削除) 発注者が受注者に支給する業務材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する業務に要する機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡し場所及び引渡し時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第 2 項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適當でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第 2 項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡し場所又は引渡し時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは事業委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書の定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(業務用地の確保等)

第 16 条 発注者は、業務用地その他設計図書において、定められた業務の施工上必要な用地(以下「業務用地等」という。)を受注者が業務の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された業務用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 業務の完了、設計図書の変更等によって業務用地等が不用となった場合において、当該業務用地等を受注者が所有又は管理する業務材料、業務に要する機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、受注者は当該物件を撤去するとともに、当該業務用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は業務用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、業務用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第 3 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聞いて定める。

- 6 受注者は、委託契約に基づく事業を実施するため、県所有の財産及び用地を使用する場合は、県の定める使用許可を受けなければならない。ただし、発注者が指示した場合はこの限りでない。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第 17 条 受注者は、業務の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるとき、そ

の他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は必要があると認められるときは履行期間若しくは事業委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、業務の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、業務の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、業務の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。
(条件変更等)

第18条 受注者は、業務の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 業務箇所形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の業務箇所が一致しないこと。
 - 五 設計図書に明示されていない施工条件について予測することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果により、第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの
発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で業務目的物の変更を伴うもの
発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で業務目的物の変更を伴わないもの
発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
 - 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは事業委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは事業委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第20条 業務用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な現象（以下「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰することができないものにより業務目的物等に損害を生じ若しくは業務箇所の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認められるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により業務の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められると

きは、履行期間若しくは事業委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務箇所を維持し若しくは労働者、業務に要する機械器具等を保持するための費用その他の業務の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第 21 条 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく調整への協力、その他受注者の責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、事業委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第 22 条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは事業委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第 23 条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第 21 条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(事業委託料の変更方法等)

第 24 条 事業委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、事業委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく事業委託料の変更)

第 25 条 発注者又は受注者は、履行期間内で委託契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により事業委託料が不相当となったと認めたときは、相手方に対して事業委託料の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残事業委託料（事業委託料から当該請求時の出来形部分に相当する事業委託料を控除した額をいう。この条において以下同じ）と変動後残事業委託料（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残事業委託料に相当する額をいう。この条において以下同じ。）との差額のうち変動前残事業委託料の 1000 分の 15 を超える額につき、事業委託料の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残事業委託料及び変動後残事業委託料は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により事業委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく事業委託料変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により履行期間に主要な業務材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、事業委託料

が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前項の規定によるほか、事業委託料の変更を請求することができる。

- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、事業委託料が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、事業委託料の変更を請求することができる。
- 7 前二項の場合において、事業委託料の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聞いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が事業委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第27条 業務目的物の引渡し前に、業務目的物又は業務材料に生じた損害その他業務の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 業務の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(設計図書に定めるところにより付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち業務の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

- 3 前2項の場合その他業務の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 業務目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者とのいずれの責めにも帰することができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、業務目的物、仮設物又は業務箇所に搬入済みの業務材料若しくは業務に要する機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(業務目的物、仮設物又は業務箇所に搬入済みの業務材料若しくは業務に要する機械器具であつて第13条第2

項、第14条第1項若しくは第2項、その他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち事業委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 業務目的物に関する損害

損害を受けた業務目的物に相応する事業委託料の額とし、残存価格がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 業務材料に関する損害

損害を受けた業務材料で通常妥当と認められるものに相応する事業委託料とし、残存価格がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は業務に要する機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は業務に要する機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における業務目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中の「当該損害の額」とあるのは、「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「事業委託料の100分の1を超える額」とあるのは「事業委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(事業委託料の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により事業委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、事業委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の事業委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、業務目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が業務目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該業務目的物の引渡しを事業委託料の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前5項の規定を適用する。

(事業委託料の支払い)

第32条 受注者は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、事業委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に事業委託料を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項に期間内に検査をしないときは、その期限を経過し

た日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、業務目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により業務目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（第三者による代理受領）

第34条 受注者は、発注者の承諾を得て事業委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（瑕疵担保）

第35条 発注者は、業務目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 発注者は、業務目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 発注者は、業務目的物が第1項の瑕疵により、滅失又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

5 第1項の規定は、業務目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金）

第36条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、事業委託料から出来形部分に相応する事業委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項の規定による事業委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（発注者の解除権）

第37条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 正当な理由がなく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき

二 その責めに帰すべき事由により履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき

三 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき

四 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき

五 第45条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき

六 受注者が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、事業委託料及び伐倒木売買金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。
- （談合その他不正行為による解除）
- 第37条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
- 一 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第7項の規定による排除措置命令が確定したとき又は第65条若しくは第67条第1項の規程による審決（同法第67条第2項による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）が確定したとき（独占禁止法第77条の規程により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
 - ニ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第48条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第48条の2第6項の規定により、確定した審決とみなされたとき。
 - 三 受注者が、公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求破棄又は訴却下の判決が確定したとき。
 - 四 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条による刑が確定したとき。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による契約の解除の場合に準用する。
- 第38条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第37条第1項及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- （受注者の解除権）
- 第39条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- 一 第19条の規定により設計図書を変更したため事業委託料が3分の2以上減少したとき。
 - 二 第20条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるとときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - 三 発注者が契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第40条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった業務材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する事業委託料を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を必要最小限破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受注者は、この契約が解除された場合において、貸付品があるときは、当該貸付品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸付品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が解除された場合において、業務箇所を受注者が所有又は管理する業務材料、業務に要する機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条においても同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、業務箇所を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は業務箇所の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、業務箇所を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第3項前段及び第4項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第37条又は第37条の2の規定によるときは発注者が定め、前二条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段、第4項後段及び第5項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償の予約)

第41条 受注者は、第37条の2第1項の各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、事業委託料の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、同条の2第1項第1号から第3号までのうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に必要と認めるときは、この限りではない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(保 険)

第42条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第43条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から事業委託料支払いの日まで年3.1パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき事業委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3.1パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(契約外の事項)

第 44 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

伐倒木買取条件による造林事業に係る特約

(伐倒木に対する瑕疵担保等の責任)

第 45 条 受注者は、契約締結後において、設計書及び仕様書に記載された伐倒木の内容に相違があった場合、及び隠れた損傷があった場合でも、発注者に異議申し立ては行わないものとする。

(解除に伴う措置)

第 46 条 発注者は契約が解除された場合においては、搬出済みの伐倒木買取金額を受注者に請求することができる。受注者が発注者の指定する期間内に伐倒木買取金額を支払わないときは、第 43 条の規定を準用する。

(伐倒木搬出後の処理)

第 47 条 発注者は、伐倒木搬出後の残材が、市有林の保全上著しく支障をきたし、取片付けを要すると認めるときは、当該残材の取り片付けを受注者に請求することができるものとする。

2 前項により発注者の請求があった場合において、受注者がそれに従わないときは、発注者は当該残材の取り片付けに要する費用を受注者に請求することができる。

(伐倒木売買代金の納入)

第 48 条 伐倒木買取金額は、事業委託料と相殺するものとし、第 31 条に定める検査に合格後、発注者は受注者に対し事業委託料から伐倒木買取金額を控除した額を支払うものとする。